

第17回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年10月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 36号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の氏名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 37号 農地の現況に関する調査について | 1件 |
| 第 6 | 議案第 97号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 98号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |

○出席委員 (15名)

1番	佐藤 松喜 君	2番	舟山 珠代 君	4番	笛木 眞一 君
5番	嶋中 勝 君	6番	津野 齊 君	7番	佐瀬日出夫 君
8番	熊谷 英二 君	9番	澁谷 洋 君	10番	渡邊 裕義 君
11番	高松 俊男 君	12番	甲斐やす子 君	13番	平山 正志 君
14番	小野寺典男 君	15番	森田 享子 君	16番	佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員 (0名)

○欠席委員 (1名)

3番 高橋 政寿 君

○その他出席者

事務局長 川村 勉 君
農地係長 小幡 裕也 君

振興係長 不藤さとみ 君
主 任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第17回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時20分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 6番・津野君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第17回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第36号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第36号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の氏名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第36号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん。

申出面積 41.6 h a

指名年月日 令和3年9月28日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第36号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第37号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第37号、農地の現況に関する調査について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第37号について説明させていただきます。

農地の現況に関する調査について

標茶町より農地の現況等の照会があった件について、別紙のとおり回答したので報告するものがあります。

農地の現況に関する調査結果は別紙のとおりとなっております。

本件につきましては、令和3年9月28日付で標茶町から土地の現況について照会があったものです。

国からの通達に基づき、地目変更登記にかかる登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を次のとおり回答いたしましたので、報告するものであります。

なお、現地調査の結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です

報告第37号、番号1について報告いたします。

9月29日に舟山委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

当該地の現況は山林となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから標茶町への回答については、現況は山林といたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第37号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第97号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第97号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第97号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字西標茶77番地1。

現況地目、原野。

面積、28,181㎡の内4,669㎡外1筆。合計面積、17,555㎡。

事業主体、標茶町。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地へに支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第97号、番号1について報告を致します。

10月6日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要が

生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地については、記載のとおり確認しておりまして、調査した結果妥当と判断致しておりまして、問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第97号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第98号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第98号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野10線東14。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,355㎡ほか4筆 合計面積は102,401㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人 利便性向上のため、譲受人 経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,524,945円。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が4,042,580㎡。内借入地が、1,689,518㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第98号、番号1について報告致します。

10月13日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については譲渡人の●●●●さんは利便性の向上により農地を譲渡し、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第98号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第17回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第17回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時30分閉会）